

だい き  
第7期

あしべつししょう ふくしけいかく  
芦別市障がい福祉計画  
れいわ ねんど れいわ ねんど  
令和6年度～令和8年度

あしべつし  
芦別市

しょうがい がい じ どう ひょうき  
「障害」の「害」の字等の表記について

ほんし へいせい ねん しょう しゃ ふくし しさく  
本市では、平成16年より障がい者福祉施策の  
いっかん しょうがい がい もじ ひょ  
一環として、「障害」の「害」の文字をひらがなで表  
うき つと  
記するよう努めております。

ほんしょ ひょうき くに ほっかいどう  
このため、本書においての表記が、国や北海道、  
た じちたい こと りかい ねが  
他の自治体と異なっていることをご理解願います。

ぜんき とりあつかい せいど しさく つうしょ  
また、前記の取扱のほかに、制度や施策の通称  
うめい のぞ しょう しゃ しょう かた ひょうき  
名を除き、「障がい者」を「障がいのある方」と表記  
つと  
するよう努めております。

もくじ  
目次

だい しょう けいかく きほんてき かんが かつ  
第1章 計画の基本的な考え方

1	けいかくさくてい はいけい もくてき 計画策定の背景と目的	1
2	けいかく いち 計画の位置づけ	3
3	けいかく きかん 計画の期間	5
4	けいかく さくてい たいせい どう 計画の策定体制等	5

だい しょう しょう かつ げんじょう  
第2章 障がいのある方の現状

1	しんたい しょう 身体障がい	6
2	ちてき しょう 知的障がい	7
3	せいしん しょう 精神障がい	8
4	はったつ しょう 発達障がい	9
5	なんびょうどう 難病等	9
6	こうじ のうきのう しょう 高次脳機能障がい	9

だい しょう けいかくさくてい きほんてきじこう  
第3章 計画策定における基本的事項

1	けいかく きほん てきりねん 計画の基本的理念	10
---	----------------------------	----

だい しょう だい きしょう ふくしけいかく  
第4章 第7期障がい福祉計画

1	れいわ ねんど せいかもくひょう 令和8年度の成果目標	11
2	しょう ふくし どうひつようりょう みこみ 障がい福祉サービス等必要量の見込	13

だい しょう だい きしょう じ ふくしけいかく  
第5章 第3期障がい児福祉計画

1	れいわ ねんど せいかもくひょう 令和8年度の成果目標	30
2	しょう じ つうしょしえん どうひつようりょう みこみ 障がい児通所支援等必要量の見込	31

しりょう  
資料

1	市単独福祉サービスの状況	34
2	芦別市障がい者計画等推進協議会委員名簿	36
3	芦別市障がい者計画等推進協議会条例	37
4	芦別市障がい者計画等推進協議会条例施行規則	39

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景と目的

わが国の障がい福祉施策は、障がいのある方が基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分けへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度が整備されてきました。

平成15年度からは障がいのある方の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービスが提供される「支援費制度」が導入されましたが、精神障がいのある方を対象としていない制度であったことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であることなどの課題がありました。

その後、国における制度全般の見直しに伴い、平成18年4月から「障がい者自立支援法」が施行されました。

さらには、平成24年6月に「障がい者自立支援法」は「障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律」（以下「障がい者総合支援法」という。）に改正され、「障がい者」の定義に難病等が追加されるとともに、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業、その他の必要な支援を総合的に行うこととされました。

へいせい ねん がつ しょう しゃそうごうし えん ほう じ どう ふく し ほう い ち ぶ かい  
平成28年6月には、障がい者総合支援法および児童福祉法の一部改  
せい おこな しょう かた みずか のぞ ち い き せい かつ  
正が行われ、障がいのある方が自らの望む地域でくらすことができるよう生活  
し えん しゅうろうし えん じゅうじつ しょう こ た よう か たい おう  
支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応す  
るための支援の拡充が図られ、同年8月には、発達障がい者支援法が改正  
はったつしょう しゃし えん いっそう じゅうじつ はか  
され、発達障がい者支援の一層の充実が図られたところです。

しょう かた と ま かんきょう へんか たいおう  
このような障がいのある方を取り巻く環境のさまざまな変化に対応するため、  
しょう しゃそうごうし えん ほう こくみん しょう う む ひと  
障がい者総合支援法の「すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく  
きほんてきじんけん きょうゆう こじん さんちよう  
基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との  
りねん ち い き ひつよう しょう ふくし そうだんし えん  
理念にのっとり、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、  
ち い き せい かつ し えん じぎょう しょう じ つうしよし えん どう かくしゆ けいかくて  
「地域生活支援事業」および「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画  
き ていきよう くに しょう ふくし どう しょう じ つうしよし えん  
的に提供されるよう、国の「障がい福祉サービス等および障がい児通所支援  
どう えんかつ じっし かくほ きほんてき ししん い か くに ししん  
等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の指針」とい  
う。）にそくして、「第7期芦別市障がい福祉計画」（以下「本計画」とい  
う。）を策定しています。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 本計画の位置づけ

本計画は、障がい者総合支援法に基づく「芦別市障がい福祉計画」と児童福祉法に基づく「芦別市障がい児福祉計画」を一体的に策定しています。

#### ① 芦別市障がい福祉計画策定の根拠

障がい者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」に相当し、「障がい福祉サービスの提供体制の確保その他障がい者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」として策定しています。

#### ② 芦別市障がい児福祉計画策定の根拠

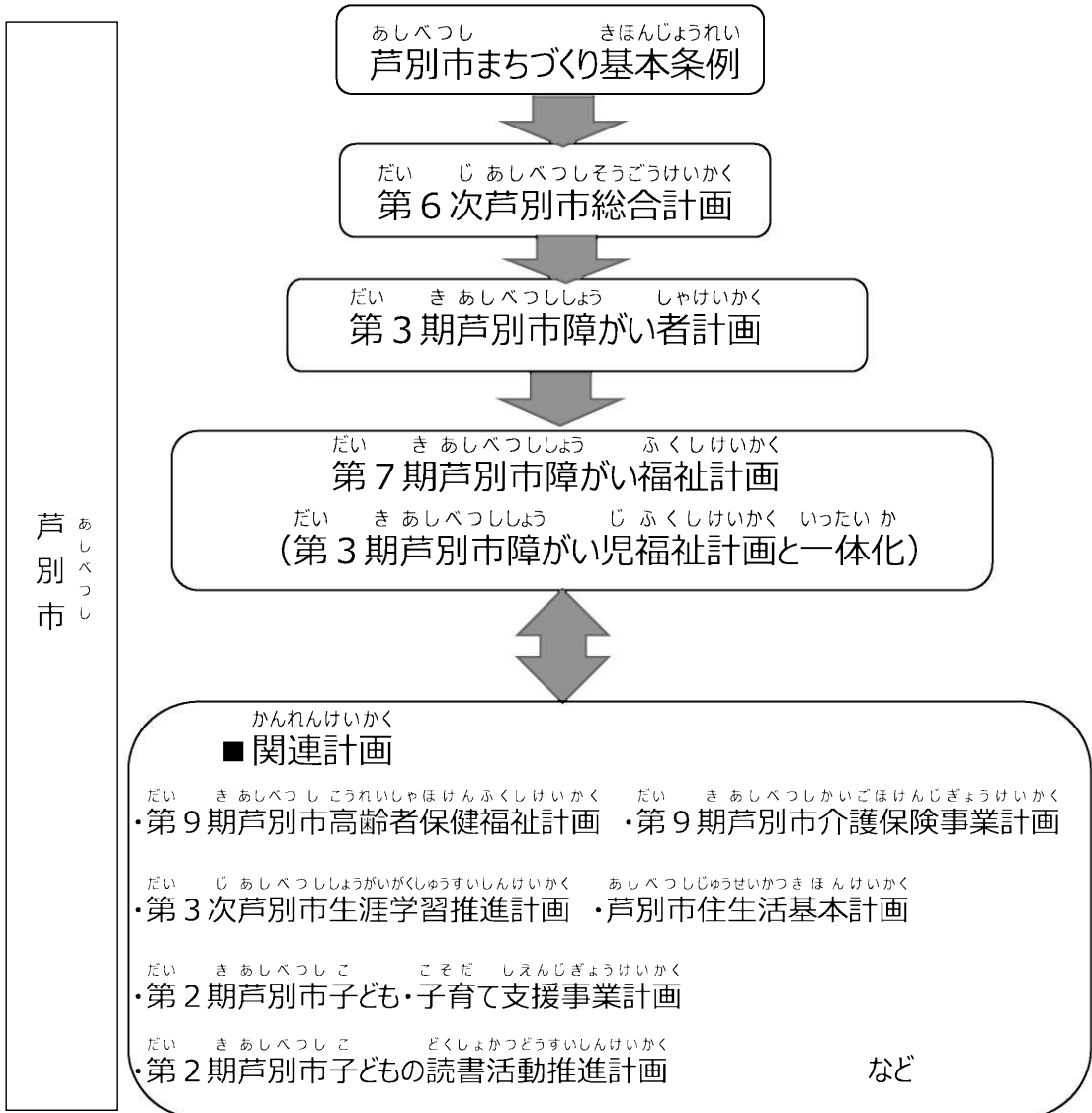
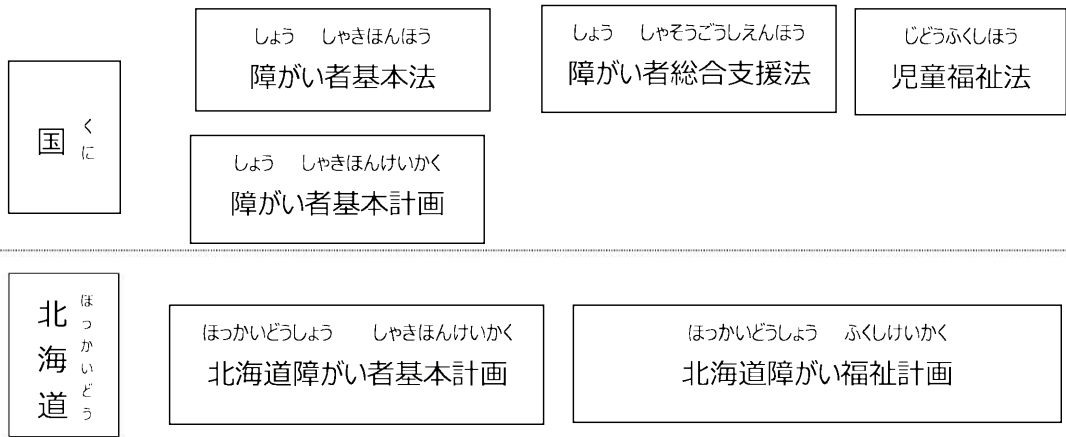
児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」に相当し、「障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援および障がい児相談支援の円滑な実施に関する計画」として策定しています。

### (2) 他の計画との関係

本計画は、国および北海道が策定する関連計画や「第6次芦別市総合計画」をはじめとするその他の障がい福祉に係る計画との整合を図り策定しています。

また、障がい者基本法に基づき策定している「第3期芦別市障がい者計画」の基本理念「障がいの有無によって分けへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向けた実施計画としての性格を有しています。

かんれんけいかく せいごうせい  
**【関連計画との整合性】**





### 3 計画の期間

本計画は、3年を1期として作成することが基本とされている国の指針にそくして、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

#### 【計画の体系】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
芦別市総合計画（10年）	第6次（令和2～11年度）					
芦別市障がい者計画（10年）	第3期（令和2～11年度）					
芦別市障がい福祉計画（3年）	第6期			第7期		
芦別市障がい児福祉計画（3年）	第2期			第3期		

### 4 計画の策定体制等

#### (1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、学識経験者、障がい者関係機関・団体の代表者で構成する「芦別市障がい者計画等推進協議会」を中心に審議を行い、計画の内容について専門的に協議検討を行いました。

#### (2) 市民の意見反映

本計画の策定にあたり、幅広く市民のご意見をお聴きするため意見公募を実施しました。

だい しょう しょう かた げんじょう  
**第2章 障がいのある方の現状**

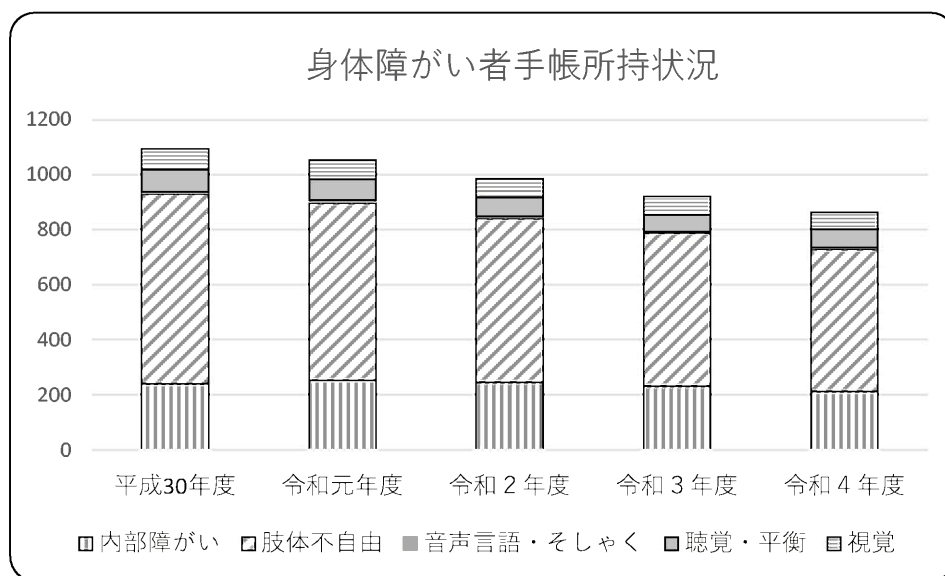
しんたいしょう  
**1 身体障がい**

しんたいしょう しゃてちょうしよじじょうきょう かくねんどまつ たんい にん  
 身体障がい者手帳所持状況 (各年度末) (単位：人、%)

くぶん 区分	へいせい ねんど 平成30年度	れいわ ねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
さいみまん 18歳未満	4	5	7	6	7
さいじょう さいみまん 18歳以上65歳未満	169	158	149	143	142
さいじょう 65歳以上	920	890	829	771	713
ごうけい 合計	1,093	1,053	985	920	862
しないじんこう 市内人口	13,413	13,002	12,603	12,231	11,790
じんこうひ 人口比	8.1	8.1	7.8	7.5	7.3

たんい にん  
 (単位：人)

くぶん 区分	へいせい ねんど 平成30年度	れいわ ねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
ないぶしょう 内部障がい	238	251	243	229	211
したい ぶじゆう 肢体不自由	690	644	597	557	516
おんせいげんご 音声言語・そしゃく	7	10	7	5	5
ちようかくへいこう 聴覚・平衡	83	76	68	63	69
しかく 視覚	75	72	70	66	61



ちてき しょう  
**2 知的障がい**

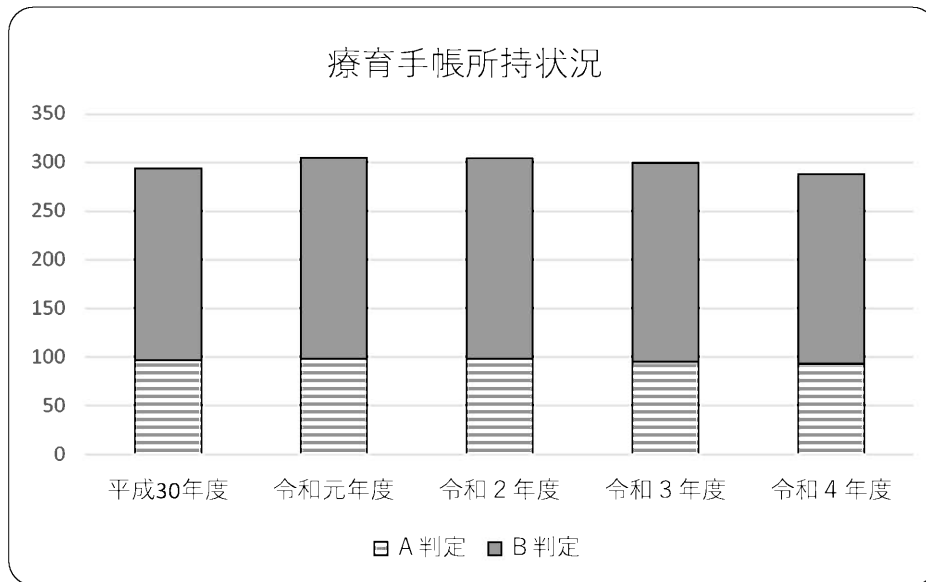
りょういくてちょうしょじじょうきょう かくねんどまつ  
 療育手帳所持状況 (各年度末)

たんにん  
 (単位：人、%)

くぶん 区分	へいせい ねんど 平成30年度	れいわ ねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
さいみまん 18歳未満	42	45	44	45	45
さいじょう さいみまん 18歳以上65歳未満	197	203	219	206	190
さいじょう 65歳以上	55	57	41	48	53
ごうけい 合計	294	305	304	299	288
しないうじんこう 市内人口	13,413	13,002	12,603	12,231	11,790
じんこうひ 人口比	2.2	2.3	2.4	2.4	2.4

たんにん  
 (単位：人)

くぶん 区分	へいせい ねんど 平成30年度	れいわ ねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
はんてい A判定	96	98	98	95	93
はんてい B判定	198	207	206	204	195

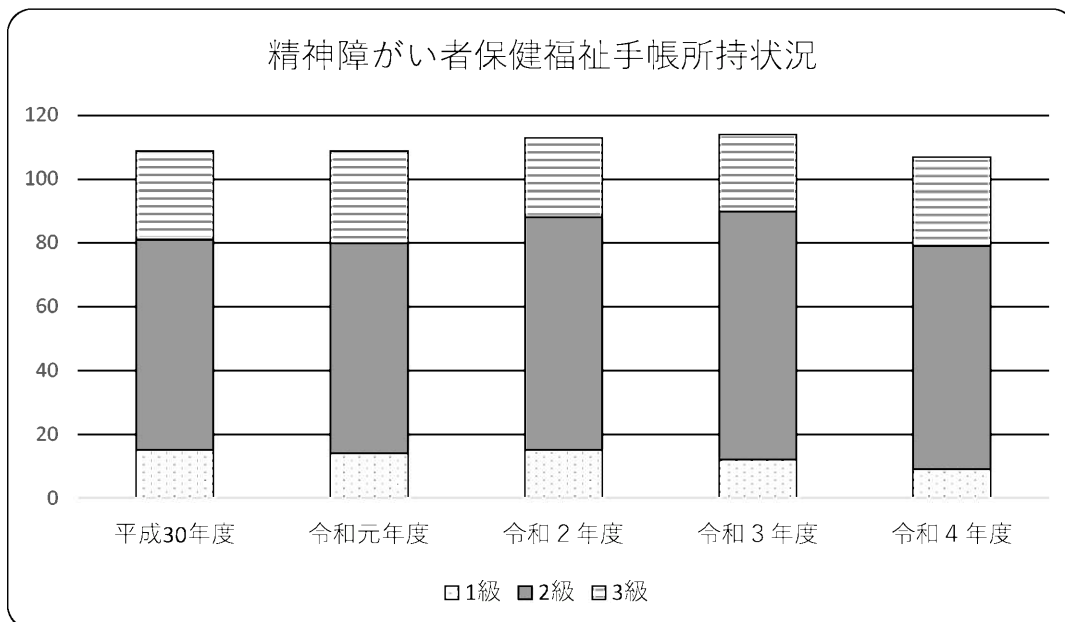


### 3 精神障がい

せいしんしょう しゃほけんふくしてちょうしよじょうきょう かくねんどまつ  
精神障がい者保健福祉手帳所持状況（各年度末）

たんにん  
(単位：人、%)

くぶん 区分	へいせい ねんど 平成30年度	れいわ ねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
きゅう 1級	15	14	15	12	9
きゅう 2級	66	66	73	78	70
きゅう 3級	28	29	25	24	28
ごうけい 合計	109	109	113	114	107
しないじんこう 市内人口	13,413	13,002	12,603	12,231	11,790
じんこうひ 人口比	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9



#### 4 発達障がい

発達障がいとは、発達障がい者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の法改正で障がい者自立支援法の対象として明確に規定されました。

さらに、平成23年8月、障がい者基本法が改正され、「障がい者」の定義において「精神障がい（発達障がいを含む。）」と規定されました。

発達障がいは、障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なりあっている場合が多く、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

#### 5 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、稀少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり生活面に支障をきたす疾病です。平成25年4月障がい者総合支援法の施行により難病等患者の方も障がい福祉サービス等を利用できるようになりました。

#### 6 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの症状があります。「器質性精神障がい」として精神障がい者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）の申請対象とされています。

障がい者総合支援法に基づく給付を受ける場合は、手帳は必須ではありませんが、精神障がいがあることの確認は必要になります。

高次脳機能障がいは、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られておらず、正確な人数把握ができていないのが現状です。

だい しょう けいかく さくてい きほんてき じこう  
**第3章 計画策定における基本的事項**

けいかく きほんてき りねん  
**1 計画の基本的理念**

くに ししん さんこう つぎ かか てん はい けいかく さくてい  
国の指針を参考に、次に掲げる点に配りよして計画を策定しています。

しょう かた じ こ けつてい そんちよう い し けつてい しえん  
**(1) 障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援**

きょうせいしゃかい じつげん め ざ しょう かた じ こ けつてい そんちよう い し  
共生社会の実現を目指して、障がいのある方の自己決定を尊重し、その意思  
けつてい しえん はい ひつよう しょう ふくし た しえん おこな  
決定の支援に配りよするとともに、必要な障がい福祉サービスその他の支援を行  
じりつ しゃかいさんか じつげん はか きほん しょう しゃぎやくたいぼうし  
いつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障がい者虐待防  
ほう しょう しゃさべつかいしょうほう ぎやくたいぼうし さべつとう かいしょう つと  
止法および障がい者差別解消法にそくして、虐待防止や差別等の解消に努めま  
す。

せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう じっし ちてきしょう せいしんしょう  
また、成年後見制度利用支援事業を実施し、知的障がいまたは精神障がい  
かた はんだんのうりよく ふじゅうぶん かたがた しえん つと  
のある方で判断能力が不十分な方々の支援に努めます。

にゅうしょとう ちいきせいかつ いこう ちいきせいかつ けいぞく しゅうろうしえん  
**(2) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続および就労支援**

しょう かた じりつしえん かんてん にゅういん にゅうしょ ちいきせいかつ いこう ちい  
障がいのある方の自立支援の観点から、入院、入所から地域生活へ移行、地  
きせいかつ けいぞく しゅうろうしえん ふしめ おう かんけいさかん れんけい しえん つと  
域生活の継続、就労支援といった節目に応じて、関係機関と連携した支援に努  
めます。

しゅうろうしえん がっこう そつぎょう おやもと じりつとう せいかつかんきょう  
また、就労支援においては、学校からの卒業、親元からの自立等の生活環境  
へんか ふしめ みす ほんにん きぼう しょう とくせいとう おう  
が変化する節目を見据えつつ、本人の希望や障がい特性等に応じて、いきいきと  
はたら しゅうろうきがい かくだい ていちゃくしえん つと  
働くことができるよう就労機会の拡大や定着支援に努めます。

しょう じしえん じゅうじつ  
**(3) 障がい児支援の充実**

はったつ おく しょう こ たい そうだんしえん つうしょしえん にゅうしょし  
発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援  
えんとう かぞく ひつよう しえん たい かんけいさかん じぎょうしょ れんけい はか  
等やその家族が必要とする支援に対して、関係機関や事業所と連携を図りなが  
しえん えんかつ おこな たいせい こうちく つと  
ら支援を円滑に行える体制の構築に努めます。

いりょうてき ひつよう こ どう しえん かた くに ほっか  
また、医療的ケアを必要とする子ども等への支援のあり方について、国や北海  
いどうきほんししん ほんし じっし しえんたいせい けんとう  
道の基本指針をもとに本市で実施できる支援体制について検討します。

だい しょう だい きしょう ふくしけいかく  
**第4章 第7期障がい福祉計画**

れいわ ねんど せいかもくひょう  
**1 令和8年度の成果目標**

くに ししん しめ もくひょうち さんこう れいわ ねんどまつ もくひょう つぎ  
 国の指針で示された目標値を参考としつつ、令和8年度末の目標として次にかか  
 げらるる事項について成果目標とします。

ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこう  
**(1) 福祉施設から一般就労への移行**

しょう かた はたら せんたくし ふくししせつ しゅうろう  
 障がいのある方が働かさいの選択肢のひとつとして「福祉施設における就労」があ  
 ります。就労継続支援A型やB型等の就労系事業所では体調や心の状態に合  
 わせた就労支援や、一般企業で働くために必要な知識やスキルを学ぶなどの訓練  
 を行います。

しゅうろうけいじぎょうしょ くんれん う いっぱんきぎょう はたら いっぱんしゅうろう いこ  
 就労系事業所での訓練を受けたことにより一般企業で働く「一般就労」への移  
 行者数の目標値は、令和3年度実績（2人）の1.28倍以上の3人としま  
 す。

こうもく 項目	もくひょうち 目標値	びこう 備考
いっばんしゅうろういこう 一般就労移 行者数	にん 3人	れいわ ねんどじっせき ばいじょう 令和3年度実績の1.28倍以上とします。 くに ししん あ もくひょうわりあい ※国の指針と合わせた目標割合とします。

ちいき せいかつしえん じゅうじつ  
**(2) 地域生活支援の充実**

しょう かた す ちいき く つづ く ちいきぜん  
 障がいのある方が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、その暮らしを地域全  
 体で支える体制づくりに努めます。

ほんし しょう しゃそうだんしえんじぎょう し ふくし かまどぐち ぎょうむいたく し  
 本市は、障がい者相談支援事業として市福祉課窓口と業務委託している市  
 内事業所の2か所を設置しており、市内の関係機関のみならず近隣自治体の  
 事業所とも連携した居住支援に努めます。

しょう じゅうどか こうれいか たいおう につちゅうかつどう ば しゅうろうけい せい  
 また、障がいの重度化・高齢化に対応した日中活動の場として、就労系、生  
 活介護、自立訓練（生活訓練）、地域活動支援センター等の利用支援に努  
 め、障がいのある方の在宅生活を支援します。

そうだんし えんたいせい じゅうじつ きょうか とりくみ  
**(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組**

そうだんし えんたいせい じゅうじつ きょうか とりくみ ほけん いりょう ふくしかんけいきかん  
 相談支援体制の充実・強化のための取組として、保健、医療、福祉関係機関  
 そしき ちいきじりつし えんきょうぎかい ていきてき かいさい こんなんじれい たいおう  
 で組織する地域自立支援協議会を定期的に開催し、困難事例への対応のあり  
 かた きょうぎ けんしゅう いけんこうかん おこな ほんし じつじょう おう しょう かた  
 方を協議するほか研修や意見交換を行い、本市の実情に応じた障がいのある方  
 しえんたいせい じゅうじつ つと  
 への支援体制の充実に努めます。

くぶん 区分	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
かいさいかいすう 開催回数	かい 12回	かい 12回	かい 12回

しょう ふくし とう しつ こうじょう とりくみ  
**(4) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組**

ほっかいどうとう かいさい しょう ふくし とう けんしゅう さんか ししょくいん ししつこう  
 北海道等が開催する障がい福祉サービス等の研修に参加し、市職員の資質向  
 じょう つと  
 上に努めます。

くぶん 区分	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
さんかかいすう 参加回数	いっかいじょう 1回以上	いっかいじょう 1回以上	いっかいじょう 1回以上



## 2 障がい福祉サービス等必要量の見込

国の指針において障がい福祉サービスの種類ごとに定められている見込み方（現在の利用者やニーズ等の要素を勘案するなど）や直近の実績を踏まえて今後のサービス量を見込みました。

※第6期の実績のうち、令和5年度分については、令和5年9月時点で見込んだ数値です。

### (1) 必要量見込確保の方策

障がい福祉サービスを提供する事業所、相談支援事業所および関係機関等と利用者の意向について、広く情報共有を行うことでニーズに応じたサービスの提供に努めます。

また、地域生活支援事業については、ニーズのある事業を継続して実施するとともに、地域の障がいのある方の実情に合わせた事業実施に努めます。

障がい福祉サービスおよび地域生活支援事業における「障がいのある方」とは、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいの3障がいに加え、難病等の特殊疾病対象者に該当する方になります。ただし、個々のサービスにおいて利用対象となる方は法令・条例で定められた方になります。

障がいがあることの確認が必要なサービス利用において、障がい者手帳をお持ちでない方は診断書などで確認を行います。

しな いしやう ふくし じぎやうしよ りやうじやうきやう れいわ ねん がつ にち  
 ◎ 市内障がい福祉サービス事業所の利用状況（令和5年3月31日）

して いしやう ふくし じぎやうしよ  
 ○ 指定障がい福祉サービス事業所

しやう ふくし じぎやう しよ ちじ きやか う じぎやう しよ  
 ※障がい福祉サービス事業所として知事の許可を受けている事業所

しゆるい サービス種類		じぎやう しよ すう 事業所数	じぎやう しよめい 事業所名	ていいん 定員	りやう しや すう 利用者数 (ほんし しきやう たいしやうしや 本市支給対象者)
きよじゆうけい 居住系	きやうどうせいかつえんじよ 共同生活援助	2	きらり	60	20
			すずらん	11	7
	じりつ せいかつえんじよ 自立生活援助	1	ライフサポートいんぐ	/	0
にうちゆうかつど 日中活動系	せいかつ かいご 生活介護	1	ほし ひろば 星の広場	12	13
	しゅうろうけいぞくしえん がた B型 就労継続支援 B型	2	ほし ひろば 星の広場	48	24
			とくてい ひ えいり かつどう ほうじん 特定非営利活動法人 芦別あゆみ会	20	7
ほうちんけい 訪問系	きたく かいご 居宅介護	1	あしべつし しゃかい ふくし きやうきかい ほう 芦別市社会福祉協議会訪 もん かいご 問介護ステーション	/	23
	こうどう えんご 行動援助	1			0
	どうこう えんご 同行援助	1			1
そうだんしえん 相談支援	けいかく そうだん しえん 計画相談支援	2	そうだん しえん じぎやう しよ 相談支援事業所いんぐ	/	91
			あしべつし しゃかいふくしきやうきかい とく 芦別市社会福祉協議会特 てい そうだん しえん じぎやう しよ 定相談支援事業所		20

きじゆんがいとうしやう ふくし じぎやうしよ  
 ○ 基準該当障がい福祉サービス事業所

しゃかい じぎやう じゆさん しせつ せつび きじゆん とう してい きじゆん み し どうろく じぎやう しよ  
 ※社会事業授産施設設備基準等の所定の基準を満たし、市に登録している事業所

にちゆう かつどう けい 日中活動系	じぎやう しよ すう 事業所数	じぎやう しよめい 事業所名	ていいん 定員	りやうしや すう 利用者数
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援 B型	1	しゃかい ふくし ほうじん あしべつはっこうしゃ 社会福祉法人芦別白光舎	20	20

きよじゆうけい

## (2) 居住系サービス

きよじゆうけい にゆうしよ しせつ とう す ば ていきよう  
 居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

きようどう せいかつ えんじよ

### ① 共同生活援助（グループホーム）

きようどう せいかつ いどな じゆうきよ にゆうきよ しよう かた たい やかん  
 共同生活を営む住居に入居している障がいのある方に対して、おもに夜間におい  
 そうだん にゆうよく はい しょくじ かいご た ひつよう にちじよう せいかつ じよう えんじよ おこな  
 て、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行  
 います。ニーズがあるサービスのため増加していく見込としました。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
きようどうせいかつえんじよ 共同生活援助	にんずう 人数	みこみ 見込	64	65	66	76	77	78
	ねんかん (年間)	じっせき 実績	69	74	75			

しせつ にゆうしよ しえん

### ② 施設入所支援

しせつ にゆうしよ しえん しょう かた やかん にゆうよく はい しょくじ かい  
 施設入所している障がいのある方に、おもに夜間に入浴、排せつ、食事などの介  
 ご せいかつ とう かん そうだん じよげん た ひつよう にちじよう せいかつ じよう しえん おこな  
 護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行いま  
 す。

だい き ぞうげん すい にゆうしよしゃ こうれいか じゆうどか けいこう  
 第6期は、増減なしの推移となりましたが、入所者は高齢化・重度化の傾向にある  
 げんしょう みこみ  
 ため減少する見込としました。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
しせつ にゆうしよ しえん 施設入所支援	にんずう 人数	みこみ 見込	48	46	44	46	44	42
	ねんかん (年間)	じっせき 実績	48	48	48			

じりつせいかつえんじょ  
**③ 自立生活援助**

しせつ にゆうしょ しえん きやうどうせいかつ えんじょ どう りやう かた ざいたく  
 施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等を利用していただ方が在宅に  
 いこう じりつ にちじゆうせいかつ もんだい たい ていきてき ほう  
 移行したのち自立した日常生活をおくるうえでのさまざまな問題に対して、定期的な訪  
 んん ずいじ たいおう おこな じっせき しなひ たいおう じぎやうしょ  
 問や随時の対応を行います。実績はありませんが、市内に対応できる事業所が1か  
 しょ かくねんど ひとり みこ  
 所あることから、各年度1人を見込みます。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人数	1	1	1	1	1	1
	実績 (年間)	0	0	0			

にっちゆうかつどう けい  
**③ 日中活動系サービス**

にっちゆうかつどう けい つうしょ しせつ にっちゆう かつどう しえん  
 日中活動系サービスは、おもに通所施設で日中の活動を支援するサービスです。

りやうやう かいご  
**① 療養介護**

いりやう てき じやうじ かいご ひつやう しょう かた にっちゆう びやういん  
 医療的ケアと常時介護を必要とする障がいのある方に、おもに日中において病院  
 どう きのう くんれん りやうやうじやう かんり かんご いかくてき かんりか かいご にちじゆうせい  
 等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生  
 かつじやう えんじょ おこな  
 活上の援助を行います。

じゆうど かた りやう しせつ にゆうしょ りやう ちやうき にゆうしょ かた おお  
 重度の方が利用する施設に入所してのサービス利用のため長期入所となる方が多  
 おおはば ぞうげん すいひ みこ  
 く、大幅な増減はなく推移すると見込んでいます。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人数	8	8	8	7	7	7
	実績 (年間)	8	7	7			

② 生活介護

常に介護が必要な方に、日中、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

第6期は、高齢化に伴い就労継続支援B型利用が困難となった方の移行が多かったため増加傾向となりました。今後は大幅な増減はなく推移すると見込んでいます。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	人数	見込	71	70	70	75	75	75
	年間実績	69	73	73				
	日数	見込	1,420	1,400	1,400	1,630	1,630	1,630
	月平均実績	1,405	1,468	1,533				

③ 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある方に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練を行います。

このサービスを提供する事業所は道内でも少なく、市内および近隣にも事業所がないため利用実績がありません。このため、サービス利用は見込んでおりませんが、計画期間中に利用希望があった場合は対応することとします。

④ 自立訓練（生活訓練）

知的障がいのある方または精神障がいのある方に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力向上のために必要な訓練を行います。現在利用中の方の継続利用を見込んでいます。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自立訓練	人数	見込	2	2	2	3	3	3
	年間実績	2	4	3				
生活訓練	日数	見込	24	24	24	30	30	30
	月平均実績	20	43	30				

⑤ 宿泊型自立訓練

ちいき じりつ せいかつ めざ しょう かた いったいきか んきよじゅう ば ていきょう  
 地域で自立した生活を目指している障がいのある方に、一定期間居住の場を提供

しょくじ かじ じりつせいかつ ひつよう くんれん おこな  
 し、食事や家事などの自立生活に必要な訓練を行います。

りょうじっせき すく かくねんどひとり みこ げつ にち りょう  
 利用実績が少ないことから、各年度 1 人を見込むこととし、1 か月 30 日の利用と  
 さんしゅつ  
 して算出しました。

サービス種別	単位	第 6 期			第 7 期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
宿泊型自立訓練	人数	見込	1	1	1	1	1	1
	年間	実績	1	0	0			
	日数	見込	30	30	30	30	30	30
	月平均	実績	16	0	0			

⑥ 就労移行支援

いっばんきぎょうとう しゅうしよく きぼう しょう かた いったいきかん しゅうろう ひつよう ちし  
 一般企業等への就職を希望する障がいのある方に、一定期間、就労に必要な知

き のうりよくこうじょう ひつよう くんれん おこな  
 識および能力向上のために必要な訓練を行います。

だい き こうとう ようご がっこうせい そつご みす しゅうろくじしゅう りょう いっばんしゅうろう  
 第 6 期は、高等養護学校生の卒後を見据えた就労実習による利用や一般就労

いこう きぼうしゃ りょう こんご どうよう りょうしゃ すう みこ  
 移行希望者の利用がありました。今後も同様の利用者数で見込みます。

サービス種別	単位	第 6 期			第 7 期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
就労移行支援	人数	見込	3	2	4	6	6	6
	年間	実績	3	3	6			
	日数	見込	33	22	44	72	72	72
	月平均	実績	25	24	66			

⑦ 就労継続支援A型

いっばんきぎょうとう しゅうろう こんなん しょう かた はたら ば ていきょう ち  
 一般企業等での就労が困難な障がいのある方に、働く場を提供するとともに、知  
 しき のうりよく こうじょう ひつよう くんれん おこな じぎょうしよない こよ  
 識および能力の向上のために必要な訓練を行います。このサービスは事業所内にて雇  
 う けいやく むす けいやく もと しゅうろう きかい ていきょう し ない じぎょうしよ  
 用契約を結び、その契約に基づいて就労の機会を提供します。市内に事業所はあり  
 ませんが、送迎を始めた市外事業所もあり増加していくものと見込んでいます。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
就労継続支援 A型	人数	見込	10	10	10	18	18	18
	年間実績	15	14	16				
	日数	見込	189	189	189	270	270	270
	月平均実績	184	160	253				

⑧ 就労継続支援B型

いっばん きぎょう とう しゅうろう こんなん しょう かた いってい ねんれい たつ しゅう  
 一般企業等での就労が困難な障がいのある方や、一定の年齢に達している障がい  
 のある方に一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知  
 しき のうりよく こうじょう いじ はか ざいたく かた きょうどう せいかつ えんじよ  
 識および能力の向上、維持を図ります。在宅の方のほか、共同生活援助（グループ  
 ホーム）と併用して利用する方もおり、ニーズがあるサービスです。1人当たり1か月  
 に18日の利用で算出しました。

第6期までは、指定事業所のみで見込んでおりましたが、第7期は、基準該当事業所を含めて見込量としています。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
就労継続支援 B型	人数	見込	70	70	70	95	95	95
	年間実績	73	74	75				
	日数	見込	1,260	1,260	1,260	1,710	1,710	1,710
	月平均実績	1,228	1,272	1,275				

※参考値

基準該当事業所	人数 (年間)	19	20	20
	日数 (月平均)	334	304	319

⑨ 就労定着支援

就業に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業や自宅等への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。一般企業等に就職した方への支援のため利用人数は少ないですが、各年度1人の利用を見込みます。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
就労定着支援	人数	見込	1	1	1	1	1	1
	年間	実績	1	1	1			

⑩ 短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、障がい者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。医療型は、医療保険等の他制度を利用する場合がありますため、実績が一定しませんが各年度1人1か月5日の利用を見込みます。福祉型は、施設入所の待機として利用する方や介護者の高齢化から増加の見込としました。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
短期入所 (医療型)	人数	見込	1	1	1	1	1	1
		年間	実績	0	0			
	日数	見込	5	5	5	5	5	5
		月平均	実績	0	0			
短期入所 (福祉型)	人数	見込	11	11	11	10	10	10
		年間	実績	7	6			
	日数	見込	42	42	42	140	140	140
		月平均	実績	51	42			



しゅうろうせんたくし えん しんせつ  
**⑪ 就労選択支援【新設】**

しょう かた しゅうろうさき はたら かた せんたく かのう しゅうろう  
 障がいのある方が就労先や働き方についてよりよい選択が可能となるように就労アセ  
 しゅほう かつよう ほんにん きぼう しゅうろうのうりよく てきせいとう せんたく し えん  
 スメントの手法を活用して本人の希望・就労能力・適正等にあった選択を支援するも  
 れいわ ねん がつ しょう しゃそうごうし えんほう かいせい しんせつ れいわ ねん  
 のです。令和4年12月に障がい者総合支援法の改正により新設され、令和7年  
 ど かいしよてい しゅうろうせんたくし えん りよう しゅうろうけいぞくし えん しゅ  
 度から開始予定とされています。就労選択支援を利用できるのは就労継続支援や就  
 うろうい こうし えん しゅうろうけいしやう ふくし りよう いこう かた れいわ  
 労移行支援などの就労系障がい福祉サービスを利用する意向がある方です。令和7  
 ねんど ひとり りよう みこ  
 年度から1人の利用を見込みます。

サービス種別	単位	第7期 見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人数 (年間)	—	1	1

ほうもんけい  
**(4) 訪問系サービス**

ほうもんけい ざいたく ほうもん う りよう  
 訪問系サービスは、おもに在宅で訪問を受け利用するサービスです。

きよたくかいご  
**① 居宅介護**

きよたく にゅうよく はい しょくじ しんたい かいご せんたく そうじ かし えんじょ おこな  
 居宅での入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯、掃除などの家事援助を行  
 りよう にんずう りよう じかん すう おお そうげん すいひ みこ ひと  
 ます。利用人数、利用時間数ともに大きな増減なく推移すると見込んでおります。1  
 り あ げつ じかん りよう さんしゆつ  
 人当たり1か月に6時間の利用として算出しました。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅介護	人数	みこみ見込	29	28	28	35	35	35
	ねんかん (年間)	じっせき実績	31	30	34			
	じかん 時間	みこみ見込	145	140	140	210	210	210
	つきいきん (月平均)	じっせき実績	161	157	170			

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由の方、または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常に介護が必要な方に、居宅での入浴や排せつ、食事の介護などや外出時における移動中の介護などの総合的な援助を行います。

現在利用中の方は医療的ケアが必要なため1人当たり1か月に540時間利用する見込みで算出しています。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
重度訪問介護	人数	見込	2	2	2	1	1	1
	ねんかん(年間)	実績	0	0	1			
	時間	見込	6	6	6	540	540	540
	つきいきん(月平均)	実績	0	0	540			

③ 同行援護

重度の視覚障がいのある方の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。現在利用中の方の継続利用を見込んでおり、1回2時間、月5回利用として算出しました。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
同行援護	人数	見込	1	1	1	2	2	2
	ねんかん(年間)	実績	1	2	2			
	時間	見込	9	9	9	20	20	20
	つきいきん(月平均)	実績	6	3	20			

④ **行動援護**

知的障がいまたは精神障がいのため行動が著しく困難な方で常時介護が必要な方に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などの援助を行います。現在利用中の方の継続利用を見込んでおります。これまでの利用実績をもとに、1人当たり1か月に5時間利用する見込で算出しました。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
行動援護	人数	見込	2	2	2	2	2	2
	年間	実績	1	2	2			
	時間	見込	5	5	5	10	10	10
	月平均	実績	4	7	10			

⑤ **重度障がい者等包括支援**

常時介護が必要な障がいのある方で介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護その他の支援を包括的に行います。これまで実績はありませんでしたが、本年度、1名の利用開始があったことから継続利用を見込みます。

サービス種別	単位	※参考値			第7期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
重度障害者等包	人数	見込	-	-	-	1	1	1
	年間	実績	-	-	1			
包括支援	時間	見込	-	-	-	540	540	540
	月平均	実績	-	-	540			

(5) 相談支援

① 計画相談支援（サービス計画）

障がいのある方の自立した生活を支え、その方の抱える課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい福祉サービスの支給決定前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定の基礎資料とします。また、計画に基づき、一定期間ごとにモニタリングを行います。サービス利用が根付いてきており、大幅な増減はないものと見込んでいます。

サービス種別	単位	第6期			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人数	230	235	235	230	230	230
	実績	225	230	220			

② 地域移行支援

施設入所または入院している方など、地域における生活に移行するために重点的な支援が必要な方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。このサービスを提供できる事業所は市内に無く、平成25年度に市外事業者での利用を最後にその後の利用実績がないため見込んでいませんが、計画期間中に利用希望があった場合は対応することとします。

③ 地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、見守りとしての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活の継続をめざします。このサービスを提供できる事業所は市内に無く、現在までのところ実績がないため見込んでいませんが、計画期間中に利用希望があった場合は対応することとします。

ちいき せいかつ しえん じぎょう  
**(6) 地域生活支援事業**

ちいき せいかつ しえん じぎょう は、しょう がいの ある 方 の 地域 での 生活 を 支える ために 本市 が 主体 となつて 取り組む 事業 です。

それぞれの 必要 見込 量 および 実施 に関する 考え方 については、次の とおり です。

そうだん しえん じぎょう  
**① 相談支援事業**

しょう がいの ある 方 や 子どもの 保護 者 または 介護 者 など から の 相談 に 応じ、必要 な 情報 提供 を 行う ほか、権利 擁護 の ために 必要 な 援助 を 行う こと により、しょう がいの ある 方 が 自立 した 日常生活 または 社会 生活 が できる よう 支援 する こと を 目的 と して います。相談 窓口 は、市 福祉 課 に 加えて 市内 事業 所 への 業務 委託 の 2 か所 を 継続 する こと を 見込んで います。

しょう がいの 者 相談 支援 事業	だい き 第6期			だい き みこみ りょう 第7期 見込 量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
みこみ 見込	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
じっせき 実績	2か所	2か所	2か所			

せいねんこうけんせいどりょうしえんじぎょう  
**② 成年後見制度利用支援事業**

しょう がい 福祉 サービス 利用 の 観点 から 成年 後見 制度 利用 が 有用 と 認め られる 知的 しょう がい の ある 方 または 精神 しょう がい の ある 方 に対し、成年 後見 制度 の 利用 を 支援 する こと により、しょう がい の ある 方 の 権利 擁護 を 図る こと を 目的 と した 事業 です。第6期 中 の 実績 から 各年度 実利用 者 2人 を 見込んで います。

せいねんこうけんせいどりょうしえんじぎょう 成年 後見 制度 利用 支援 事業	だい き 第6期			だい き みこみ りょう 第7期 見込 量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
みこみ 見込	2人	2人	2人	2人	2人	2人
じっせき 実績	2人	1人	2人			

③ 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能に障がいがある身体障がい者または身体障がい児に対して、手話通訳者を派遣することによりコミュニケーションを支援する事業です。実績はありますが、各年度実利用者1人を見込んでいます。

手話通訳者派遣事業	第6期			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実績	0人	0人	0人			

④ 日常生活用具給付事業

障がいのある方を対象に、介護訓練支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の利便を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。第6期中の実績を参考に各年度の延利用件数を見込んでいます。

日常生活用具給付事業	第6期			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	見込 1件 実績 0件	1件 0件	1件 0件	1件 0件	1件 0件	1件 0件
自立生活支援用具	見込 2件 実績 2件	2件 0件	2件 1件	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具	見込 1件 実績 0件	1件 0件	1件 1件	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	見込 2件 実績 3件	2件 0件	2件 2件	2件	2件	2件
排せつ管理支援用具	見込 560件 実績 576件	560件 466件	560件 475件	480件	480件	480件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	見込 1件 実績 1件	1件 0件	1件 0件	1件	1件	1件

しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう  
**⑤ 手話奉仕員養成研修事業**

ちょうかくしやう かた こうりゆうかつどう そくしん しゅわほうしいん ようせいけんしゅう おこな じぎょう  
 聴覚障がいのある方との交流活動の促進、手話奉仕員の養成研修を行う事業です。

げんざい ほんし じぎょう じっし こんご ほうしいんようせい しやう  
 現在、本市において、事業の実施はありませんが、今後、奉仕員養成のニーズが生じたときは、ろうあ連盟等の関係機関と連携しながらの対応に努めます。

がいしゅつかいごしえんいんはけんじぎょう  
**⑥ 外出介護支援員派遣事業**

おくがい いどう こんなん しやう かた がいしゅつ しえん おこな ちいき じり  
 屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出の支援を行うことにより地域における自立生活や社会参加を促すことを目的とした事業です。現在利用中の方の継続利用を各年度見込み、月間の利用時間は令和4年度の実績をもとに見込んでいます。

がいしゅつかいごしえんいんはけん 外出介護支援員派遣 じぎょう 事業		だい き 第6期			だい き みこみ りやう 第7期 見込量		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
りやうにんずう 利用人数	みこみ 見込	11人	11人	11人	9人	9人	9人
	じっせき 実績	7人	8人	9人			
りやうじかん 利用時間	みこみ 見込	延15時間	延15時間	延15時間	延20時間	延20時間	延20時間
	じっせき 実績	延14時間	延18時間	延20時間			

ちいき かつどう しえん じぎょう  
**⑦ 地域活動支援センター事業**

しやう かた かよ そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきやう ちいき  
 障がいのある方に、通いによる創作的活動または生産活動の機会を提供し、地域との

こうりゆう そくしん ちいきせいかつしえん そくしん はか もくてき じぎょう じっし しやうす  
 交流の促進など、地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。実施か所数は

げんざいしな いじぎょうしよ へいせつ しよ けいぞく み こ げんざいりやうちゆう かた  
 現在市内事業所に併設されている1か所の継続を見込むこととし、現在利用中の方の  
 けいぞくりやう かくねんどみ こ  
 継続利用を各年度見込んでいます。

うんえいひ ほじよ じぎょう 運営費補助事業		だい き 第6期			だい き みこみ りやう 第7期 見込量		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
じっし しやうす 実施か所数	みこみ 見込	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	じっせき 実績	1か所	1か所	1か所			
りやうにんずう 利用人数	みこみ 見込	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	じっせき 実績	2人	2人	2人			

⑧ 訪問入浴サービス事業

在宅生活を送る身体障がいのある方の生活を支援するため、訪問により居宅にて入浴サービスを提供します。本事業よりも居宅介護の支援を利用して入浴する方のほうが多いことから、現在利用中の方のみの継続利用を見込んでいます。

訪問入浴サービス事業		第6期			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	見込	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人			

⑨ 日中一時支援事業

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を目的とした事業です。現在利用中の方の継続利用を見込んでいます。なお、令和5年度中に1人の利用が終了します。

日中一時支援事業		第6期			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	見込	6人	7人	7人	5人	5人	5人
	実績	5人	5人	6人			

⑩ 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方への理解を広める啓発事業として、ヘルプマーク、ヘルプカードの配布に取り組んでいます。外見からはわからなくても、内部障がいがあるなど援助が必要な方がいます。ヘルプマークを付けている方がいらしたら、電車内で席をゆずる、こまっているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動が広がるようマークの周知に努めます。

ヘルプマーク、ヘルプカードの配布		※参考値			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配付人数	見込	—	—	—	10人	10人	10人
	実績	2人	9人	9人			



じどうしゃ かいぞう じよせい じぎょう  
**⑪ 自動車改造助成事業**

しゅうろう しゃかいさんか みこ しょう かた たい じどうしゃ かいぞう よう ひょう いち  
 就労など社会参加を見込める障がいのある方に対して、自動車の改造に要する費用の一  
 ぶ じよせい りょう しんたいしゅう したいふじゆう きゅう きゅう  
 部を助成するものです。利用にあたっては、身体障がい（肢体不自由1級または2級）が  
 くわ じゅうみんぜいひか ぜいせたい そく かた どう いてい ようけん  
 あることに加えて住民税非課税世帯に属する方である等の一定の要件があります。

じどうしゃかいぞうじよせいじぎょう 自動車改造助成事業	さんこう ち ※参考値			だい き みこみ りょう 第7期 見込量			
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
りょうにんずう 利用人数	みこみ 見込	—	—	—	1人	1人	1人
	じっせき 実績	0人	0人	1人			

だい しょう だい きしょう じ ふくしけいかく  
第5章 第3期障がい児福祉計画

れいわ ねんど せいかもくひょう  
1 令和8年度の成果目標

くに ししん しめ もくひょうち さんこう れいわ ねんどまつ もくひょう つぎ  
国の指針で示された目標値を参考としつつ、令和8年度末の目標として次にか  
げらるる事項について成果目標とします。

しょう じ しえん ていきょうたいせい せいびどう  
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

しょう じ たい じゅうそうてき ちいきしえんたいせい こうちく  
① 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について

なかそらちけんいきない しょせつち じどうはったつしえん しないしょう  
中空知圏域内に1か所設置されている児童発達支援センターと市内障がい  
じつうしょうしえんじぎょうしょう かんけいきかん れんけい はったつ おく しょう  
児通所支援事業所等の関係機関と連携しながら、発達の遅れや障がいのあ  
る子どもとその家族に、適切な相談・発達支援を行えるようにするとともに、障が  
い児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制の  
構築に努めます。

じゅうしょうしんしんしょう じ いりょうてき じ しえん  
② 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

なかそらちけんいきない じどうはったつしえん ちゅうしん ほけん いりょう しょう ふく  
中空知圏域内の児童発達支援センターを中心に保健、医療、障がい福  
祉、保育、教育等の関係機関等と連携を図りながら、重症心身障がい児およ  
び医療的ケア児を支援するための協議の場の設置とともに、医療的ケアを必要  
とする障がいのある子ども等に関するコーディネーターを配置できるように努めま  
す。

しょう じ つうしよしえんとうひつようりょう みこみ  
**2 障がい児通所支援等必要量の見込**

くに きほんししん しょう じしえん しゆるい さだ みこ かた げん  
 国の基本指針において障がい児支援の種類ごとに定められている見込み方（現に  
 りよう こ かず とう ようそ かんあん ちよつきん じっせき ふ  
 利用している子どもの数やニーズ等の要素を勘案するなど）や直近の実績を踏まえ  
 こんご ひつようりょう みこ  
 たうえで今後の必要量を見込みました。

だい き じっせき れいわ ねんどぶん れいわ ねん がつじてん みこ  
 ※第2期の実績のうち、令和5年度分については、令和5年9月時点で見込んだ  
 すうち  
 数値です。

ひつようりょうみこみかくほ ほうさく  
**(1) 必要量見込確保の方策**

しょう じ つうしよしえんとう しえん ひつよう じどう かず ぞうかけいこう  
 障がい児通所支援等の支援を必要とする児童の数は増加傾向にあります。  
 しない じぎょうしよ なかそらちけんいきない じぎょうしよ かつよう ひつようりょう かくほ  
 市内の事業所および中空知圏域内の事業所を活用することで必要量を確保し  
 ます。

ほんけいかく たいしろう じどう じどうふくしほう もと しょう じ しんたいしろう  
 本計画において対象となる児童は、児童福祉法に基づく障がい児（身体障がい  
 しゃてちよう りよういくてちよう しよじ しょう うたが しえん ひつよう  
 者手帳または療育手帳を所持していないが、障がいの疑いがあり支援を必要とする  
 じどう ふく  
 児童を含みます。）になります。

しない しょう じ つうしよしえん じぎょうしよ りようじようきよう れいわ ねん がつ にち  
**◎ 市内障がい児通所支援事業所の利用状況（令和5年3月31日）**

しゆるい サービス種類	じぎょうしよすう 事業所数	じぎょうしよめい 事業所名	ていいん 定員	りようしやすう 利用者数
じどうはつたつしえん 児童発達支援	2	きつずていくあしべつ	20	12
		きつずていくさくらんぼ	じぎょうしよ にち (1事業所1日)	とうろくしやすう (登録者数)
ほうかごとう 放課後等デイサービス	2	きつずていくあしべつ	りようしやじようげん あたり利用者上限	38
		きつずていくさくらんぼ	すう にん 数が10人)	とうろくしやすう (登録者数)
しょう じ そうだんしえん 障がい児相談支援	1	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所いんぐ		50

じどうはったつしえん

## (2) 児童発達支援

しょう みしゅうがく こ にちじょうせいかつ きほんどうさ しどう ちしき  
障がいのある未就学の子どものために、日常生活における基本動作の指導や知識

ぎじゅつ しゅうとく しゅうだんせいかつ てきおうくんれん しえん おこな  
技術を習得するためのサポート、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

れいわ ねん がつ かいせつ みんかんじぎょうしゃ しえんたいせい ととの つきへいきん  
令和4年4月に開設した民間事業者の支援体制が整ってきたこともあり、月平均

りょうかいすう ふ だい きけいかく ひとりあ げつ いつか  
の利用回数が増えてきているため、第3期計画では、1人当たり1か月に5日～

なのか りょう さんしゅつ  
7日の利用があるものとして算出しました。

サービス種別	単位	第2期			第3期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援	人数	見込	8	10	12	10	10	10
	年間実績	7	12	12				
	日数	見込	28	35	42	60	60	60
	月平均実績	27	36	36				

ほうかご とう

## (3) 放課後等デイサービス

しょう しょうがくせい こうこうせい じどう がっこう ほうかご なつやす ちよ  
障がいのある小学生から高校生までの児童が、学校の放課後や夏休みなどの長

うききゅうかちゅう りょう にちじょうせいかつ どうさ しゅうとく しゅうだんせいかつ てきおう  
期休暇中に利用できるサービスで、日常生活での動作の習得や集団生活への適応

む しえん おこな  
に向けた支援を行います。

れいわ ねん ど あら みんかんじぎょうしょ かいせつ じぎょうしゃかん そうごりょう  
令和4年度に新たに民間事業所が開設したことで事業者間での相互利用がしや

つきへいきん りょうかいすう ふ だい きけいかく ひとりあ  
すくなったことから、月平均の利用回数が増えているため、第3期計画では、1人当

げつ ようか とうか りょう さんしゅつ  
たり1か月に8日～10日の利用があるものとして算出しました。

サービス種別	単位	第2期			第3期 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
放課後等 デイサービス	人数	見込	36	37	38	42	42	42
	年間実績	39	38	38				
	日数	見込	162	167	171	378	378	378
	月平均実績	229	306	306				

しょう じ そうだんしえん  
**(4) 障がい児相談支援**

しょう じ しんしん じょうきょう かんきょう しょう じ ほごしゃ りょう かん いこ  
 障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者のサービス利用に関する意  
 う ふ しえん りょう けいかく さくせい おこな  
 向などを踏まえて支援利用計画の作成を行います。

けいかく もと いてい きかん おこな にんずう かく  
 また、計画に基づき、一定期間ごとにモニタリングを行います。人数については、各  
 ねんど じどう はったつ しえん ほうかご とう ごうけい  
 年度における児童発達支援および放課後等デイサービスの合計となっています。

サービス種別	単 位	第2期			第3期 見込量			
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
しょう じ そうだんしえん 障がい児相談支援	にんずう 人数	みこみ 見込	44	47	50	52	52	52
		じっせき 実績	46	50	50			

いりょうがたじ どうはったつしえん  
**(5) 医療型児童発達支援**

じどうはったつしえん あ ちりょう ていきょう  
 児童発達支援サービスと合わせて治療を提供するものです。

ていきょう じぎょうしょ どうない すう しょ へいせい ねんど りょう  
 このサービスを提供できる事業所は道内でも数か所しかなく、平成25年度に利用  
 さいご りょうじっせき りょう みこ  
 があったのを最後にこれまで利用実績はありません。このため、サービスの利用は見込  
 んでいせんが、ニーズに合わせて、今後の対応を図ります。

ほ いくしやうほうもんしえん  
**(6) 保育所等訪問支援**

ほ いくしや ouchien しょうがっこう かよ しょう じ しゅうだんせいかつ てきやう せんもんてき  
 保育所、幼稚園、小学校等に通う障がい児が集団生活への適応のため専門的な  
 しえん ひつよう ばあい しせつ ほうもん しえん おこな  
 支援を必要とする場合に、その施設に訪問し支援を行います。

ていきょう じぎょうしょ ほんし きんりんし しょ げん  
 このサービスを提供できる事業所は、本市にはなく、近隣市に4か所ありますが、現  
 ざい りょうじっせき りょう みこ  
 在までのところ利用実績はありません。このため、サービスの利用は見込んでいせん  
 が、ニーズに合わせて、今後の対応を図ります。

きやたくほうもんがたじ どうはったつしえん  
**(7) 居宅訪問型児童発達支援**

がいしゅつ こんなん じゅうど しょう じどう たい きやたく ほうもん じどうはったつしえんとう  
 外出が困難な重度の障がいがある児童に対して、居宅を訪問して児童発達支援  
 おこな ていきょう じぎょうしょ ほんし きんりんし しょ  
 等を行います。このサービスを提供できる事業所は、本市にはなく、近隣市に1か所あ  
 げんざい りょうじっせき りょう みこ  
 りますが、現在までのところ利用実績はありません。このため、サービスの利用は見込  
 んでいせんが、ニーズに合わせて、今後の対応を図ります。

しりょう  
資料 1

し たんどくふくし じょうきょう  
市単独福祉サービスの状況

じぎょうめい 事業名	せいどないよう 制度内容	たいしやうしや 対象者	れいわ ねんど 令和4年度 りようじやうきやう 利用状況	じぎやう 事業 しゆたい 主体
ち てきしやう 知的障 がい者施設 つうしよこうつう 通所交通 ひ じよせい 費助成	しやう ふくし じぎやう 障がい福祉サービス事業 しよ つうしよ かた りやうきん 所に通所する方へバス料金 てつどうらんちん じこふたんがく および鉄道運賃（自己負 担額）の2分の1を助成。	し ない じゆうしよ ゆう りやういくてちやう 市内に住所を有し、療育手帳を こうふ かた 交付されている方	りようしや 利用者 にん 5人	ちやくえい 直営
せいしんしやう 精神障 がい者地域 かつどう し えん 活動支援 センター等 とう 通所交通 ひ じよせい 費助成	じたく しやかいふつきしせつとう 自宅から社会復帰施設等 つうしよさき りやうきん の通所先までのバス料金お てつどうらんちん じこふたん よび鉄道運賃（自己負担 額）の2分の1を助成。	し ない じゆうしよ ゆう つぎ 市内に住所を有し、次のいずれかを も かた お持ちの方 (1) せいしんしやう しやほけんふくしてちやう 精神障がい者保健福祉手帳 (2) じりつしえんいりやうじゆきゆうしやしやう せい 自立支援医療受給者証（精 神通院医療）	りようしや 利用者 ひとり 1人	ちやくえい 直営
しん たいしやう 身体障 がい者芦別 温泉等利 用券等交 付事業	あしべつおんせんとう り やうけんねん 芦別温泉等利用券年10 まい あしべつおんせん じやうしやけんねん 枚と芦別温泉バス乗車券年 まい こうふ しやう しやてちやう 20枚を交付(障がい者手帳 だい しゆ かた かいごしや 「第1種」の方には、介護者 ぶん こうふ 分も交付)。	さいみ まん しんたいしやう しやてちよ 70歳未満の身体障がい者手 う とうきゆう きゆう きゆう かた 帳等級1級から4級までの方	たいしやうしや 対象者 にん 174人 こうふしや 交付者 にん 46人 のべりやうしや 延利用者 にん 689人	ちやくえい 直営
し かくしやう 視覚障 がい者用 「声の広 報」作成	こうほう さいへんせい 広報あしべつを再編成し、 ろくおん しかく カセットテープに録音して、視 しやう きぼうしや てい 覚障がいのある希望者に提 きやう 供する。	しかくしやう かた 視覚障がいのある方	きぼうしや 希望者 にん 4人	ボラン ティア

じぎょうめい 事業名	せいどないよう 制度内容	たいしりょうしゃ 対象者	れいわ ねんど 令和4年度 りようじょうきよう 利用状況	じぎょう 事業 しゅたい 主体
<p>ハイヤー 券交付事 業</p>	<p>身体に障がいがあり、公共 交通機関利用が困難な方 へ、市内で使用できるハイ ヤー券を交付。 ●対象者(1)から(3)に該当す る方～24枚綴り1冊 ●対象者(4)に該当する方 ～24枚綴り2冊</p>	<p>市民税非課税世帯であって、身体 障がい者手帳所持者で次のいずれ かに該当する方。(1)、(2)の場合は 市が援護の実施者となって市外に 居住する方を含みます。 (1) 上肢機能障がい以外の肢体 不自由障がいを有する方 (1・ 2級) (2) 視覚、呼吸器機能、心臓機 能に障がいを有する方 (1 級) (3) 18歳未満で保護者が市内に 住所を有している方 (4) 市立戸別病院に通院し血液 透析療法を受ける方 (1～3 級)</p>	<p>交付冊数 125冊 延利用 回数 1,947回</p>	<p>ちやくえい 直営</p>
<p>かどぐちじよせつ 門口除雪 サービス 事業</p>	<p>除雪作業後の住宅門口 および車庫前の残雪処理が 困難な方に門口除雪サービ スを行う。</p>	<p>一戸建て住宅に居住する方で、 身体障がい等級1・2級に該 当する方のみの世帯</p>	<p>せたい 10世帯</p>	<p>いたく 委託</p>
<p>きんきゆうつうほう 緊急通報 装置設置 事業</p>	<p>緊急時における救急救 助活動の迅速な対応を 図り、また、日常生活の不 安解消のため、緊急通報 装置の設置を支援する。</p>	<p>ひとり暮らしの身体障がい1・2級 の方で、緊急時にすばやく行動 することが困難であると認められ る方</p>	<p>にん 9人</p>	<p>ちやくえい 直営</p>

しりょう  
資料2

あしべつしりょう しやけいかくとうすいしんきょうぎかい いんめいほ  
芦別市障がい者計画等推進協議会委員名簿

にんき れいわ ねん がつ についたち れいわ ねん がつ にち  
(任期：令和4年8月1日から令和6年7月31日まで)

かんけいき かんだんたいめい 関係機関団体名	いんしめい 委員氏名	びこう 備考
しゃかいふくしほうじんあしべつししゃかいふくしきょうぎかい かいちよう 社会福祉法人芦別市社会福祉協議会 会長	たけ はら つかさ 竹 原 司	かいちよう 会長
あしべつしみんせいいいんじどういんきょうぎかい かいちよう 芦別市民生委員児童委員協議会 会長	まつ い げん 松 井 元	ふくかいちよう 副会長
いっばんしゃだんほうじんあしべつしいしかい 一般社団法人芦別市医師会	こんの まさと 紺野 雅人	
いりようほうじんじんけいかいなかのきねんびょういん 医療法人仁恵会中野記念病院 きょうどうせいかつえんじょじぎょうしよ かんりしや 共同生活援助事業所すずらん管理者	さくらい あきのり 櫻井 啓規	せんもんぶかいちよう 専門部会長
しゃかいふくしほうじんあいわふくしかいほし ひろば どうかつかんりしや 社会福祉法人愛和福社会星の広場 統括管理者	みなみかわ ま ゆ み 南川 真由美	せんもんぶかい 専門部会
あしべつしんたいしょうがいしゃふくしきょうかい かいちよう 芦別市身体障害者福祉協会 会長	おおいし まさる 大石 勝	せんもんぶかい 専門部会
あしべつして いくせいかい こもん 芦別市手をつなぐ育成会 顧問	なか にし きよ み 中西 清美	せんもんぶかい 専門部会
ほっかいどうたきかわほけんしよ けんこうすいしん かちよう 北海道滝川保健所 健康推進課長	やまざき ゆ き こ 山崎 由紀子	
たきかわこうきょうしよくぎょうあんていしよ しゅうしよくそくしんし どうかん 滝川公共職業安定所 就職促進指導官	ふじい たつ や 藤井 達也	
あしべつしちようないかいらんごうかい かいちよう 芦別市町内会連合会 会長	なか じま たか よし 中島 隆義	
あしべつしとくべつし えんきょういくれんらくきょうぎかい 芦別市特別支援教育連絡協議会	おおばやし さち こ 大林 幸子	
こうほ しみん だいひよう 公募による市民の代表	えのもと み ゆ き 榎本 美由樹	



資料3

芦別市障がい者計画等推進協議会条例

平成18年3月27日

条例第8号

改正 平成20年9月26日条例第48号

平成23年9月30日条例第28号

平成25年3月22日条例第4号

(設置)

第1条 本市における障がい者に係る各種の福祉施策及び障がい者の自立支援等に向けた施策に関する計画等を審議し、障がい者福祉の増進と障がい者の社会参加への促進を図るため、芦別市障がい者計画等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により本市が策定する障害者計画に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第2項の規定により本市が定める障害福祉計画に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員14人以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療又は福祉の関係機関の代表者 5人以内
- (2) 障がい者団体の代表者 3人以内
- (3) 関係行政機関又は公共的団体の代表者 4人以内
- (4) 公募による市民の代表者 2人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員がその職務を行うことが適当でなくなつたと認めるときは、第2項に規定する任期中においても、その委嘱を解くことができる。

5 委員は、非常勤の特別職とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、推進協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は、会長が招集する。

- 2 推進協議会は、委員の過半数以上の出席が無ければ、会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 推進協議会が必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員の定数は、会長が推進協議会に諮ってこれを定める。
- 3 専門部会の委員は、会長が指名する。

(関係人の出席)

第7条 推進協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務局は、市民福祉部福祉課に置く。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月26日条例第48号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日条例第4号抄)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 資料 4

### 芦別市障がい者計画等推進協議会条例施行規則

平成18年4月28日

規則第56号

改正 平成19年3月30日規則第23号

平成21年4月1日規則第37号

平成21年12月28日規則第73号

平成29年11月6日規則第47号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、芦別市障がい者計画等推進協議会条例（平成18年条例第8号。

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱する機関及び団体)

第2条 条例第3条第1項第1号に掲げる委員は、次の各号に掲げる機関又は団体から、

それぞれ2人以内を委嘱するものとする。

- (1) 社会福祉法人芦別市社会福祉協議会
- (2) 芦別市民生委員児童委員協議会
- (3) 社団法人芦別市医師会
- (4) 医療法人仁恵会中野記念病院
- (5) 社会福祉法人愛和福祉会

2 条例第3条第1項第2号に掲げる委員は、次の各号に掲げる団体から、それぞれ1

人以内を委嘱するものとする。

- (1) 芦別市身体障害者福祉協会
- (2) 芦別市手をつなぐ育成会

3 条例第3条第1項第3号に掲げる委員は、次の各号に掲げる機関又は団体から、そ

れぞれ2人以内を委嘱するものとする。

- (1) 北海道滝川保健所
- (2) 滝川公共職業安定所
- (3) 芦別市町内会連合会

(4) 芦別市特別支援教育連絡協議会

(専門部会)

第3条 専門部会に部会長を1人置き、当該専門部会を構成する委員の互選によってこれを定める。

2 専門部会は、これを構成する委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、議事を決した時は、その内容を推進協議会に報告しなければならない。

(会長への委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、推進協議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年12月28日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年11月6日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

だい き あしべつししょう ふくしけいかく  
第7期芦別市障がい福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど  
令和6年度～令和8年度

はっこう あしべつし  
発行 芦別市

れいわ ねん がつ  
令和6年3月

だい き あしべつししょう ふくしけいかく  
・第7期芦別市障がい福祉計画

へんしゅう あしべつししみるんふくしぶ ふくしか ふくしかかり  
編集 芦別市市民福祉部福祉課福祉係

じゅうしょ あしべつしきた じょうひがし ちやうめ ばんち  
住所 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地

でんわ  
電話 0124-27-7368

FAX 0124-22-9696

E-mail [fukushi@city.ashibetsu.hokkaido.jp](mailto:fukushi@city.ashibetsu.hokkaido.jp)

だい き あしべつししょう じ ふくしけいかく  
・第3期芦別市障がい児福祉計画

へんしゅう あしべつししみるんふくしぶ じどうか こ かていかり  
編集 芦別市市民福祉部児童課子ども家庭係

じゅうしょ 〒075-0041  
住所 あしべつしほんちやう ばんち こ ない  
芦別市本町28番地子どもセンターつばさ内

でんわ  
電話 0124-24-2777

FAX 0124-24-2787

E-mail [katei@city.ashibetsu.hokkaido.jp](mailto:katei@city.ashibetsu.hokkaido.jp)